

伊丹市立南中学校いじめ防止等のための基本方針

伊丹市立南中学校

平成31年4月8日

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1) 本校の教育方針等

本校は、校訓「自治・責任・敬愛」を具現化し、「生きる力を育み、志を持った人間性豊かな生徒の育成」を目標に、家庭や地域と連携した教育活動を展開している。それにより、自主自発・人権尊重・心身錬磨の心を大切にする生徒の育成をめざして取り組んでいる。

(2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定める。また、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合の早期解決のために「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

(3) 法的根拠

伊丹市立南中学校基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を踏まえて策定する

2 基本的な方向

(1) 本校教育への生徒指導の位置づけ

① 生徒指導の経緯

平成21年10月、本校校区内で「中学生暴行致死事件」があり、本校生徒の数名も事件に関係していた。尊い命が奪われ、事件に関わっていた生徒は逮捕され、その後も罪を償う日々が続いている。本校は、この事件を風化することなく、その教訓から学び得たことをしっかりとつないでいく使命と責任がある。

事件を契機に、これまで以上に保護者や地域の人々の中学生に対する関心と支援が高まってきた。生徒に関する気になる情報があれば提供してもらい、不審者情報があれば生徒の安全確保のために校区内を巡回してもらっている。さらに、生徒支援として、行事で使うトロフィーや応援旗を寄贈していただいた。一方、生徒達は、地域の夏祭りのテント設営・片付け等のボランティア活動や夏祭りでの出店の活動を行うなど、積極的な地域行事への参加を図っている。地域に信頼され、地域を支え地域に支えられる学校として、今後も一層家庭や地域と連携しながら、生徒の健全育成に努めていく必要がある。

本校の教育目標の「めざす生徒像」は「いのち輝く生徒」である。つまり、「命を大切にすること、与えられた命を精一杯生きること、自分の持ち味・個性を十二分に発揮すること、自分の可能性に向かって挑むこと」など、生きていることを思う存分実感できる生き方をする生徒の育成をめざしている。

生徒は、家庭や学校の生活で味わったいろいろな思いを抱えて、毎日登校してくる。我々教職員は、個々の生徒の生活背景を踏まえ、日頃から生徒観察・生徒理解に努めるとともに、すべての教育活動を通して適切かつ必要な指導を行わなければならない。そして、いじめを決して起こさないために、以下の指導体制を構築し取り組む。

② 生徒指導の考え方

生徒指導は、一人一人の生徒の人格を尊重し個性を伸ばしながら、社会的資質や行動力を高めることをめざして行われる。そのことを踏まえ、本校は、生徒指導によって個々の生徒の人格のよりよい発達を促すとともに、すべての生徒にとって学校生活が有意義で充実したものとなることをめざして取り組む。

また、学校教育目標を達成する上で、生徒指導は学習指導と並んで重要な両輪である。した

がって、生徒の人格の健全な成長を促し将来を見据えた自己実現を図っていくために、教育活動全体を通じて、自己指導能力を育みながら生徒指導の一層の充実を図る。

本来、生徒指導は生徒と教職員の信頼関係の上に成り立つものである。そのため、教職員が共通理解を図り校内組織を有効に機能させながら、生徒に対する深い愛情を持ち、配慮を要する生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動に努める。

さらに、生徒指導上の諸問題等の未然防止が最重要であると捉え、生徒のきめ細かな実態把握にも計画的に取り組むとともに、教職員の資質の向上を図っていく。

③ 生徒指導の教育課程上の位置づけ

生徒指導は、教育課程における特定の教科等だけで行われるものではなく、教育課程のすべての領域で機能されるべきものである。そして、休み時間や放課後に行われる個別指導、補充的な学習指導、教育相談、部活動など教育課程外の教育活動においても機能するものである。

本校は、生徒に共感的な人間関係を育み、自己決定の場や生徒自身が活躍できる場を与えるという点から、「わかる授業」の創造を重視するとともに、特別活動の充実による望ましい学習集団づくりや、道徳の充実を通して規範意識の醸成を図る。

(2) 生徒指導の体制

生徒指導上の問題事案の未然防止から早期発見・早期解決に至るためには、校内組織が組織的に機能することが重要である。そのため、生徒指導委員会を原則として学期に1回、生徒指導部会を週1回定期的に開催する。

生徒指導委員会の構成員は、校長、教頭、生徒指導担当者、各学年生徒指導担当者、生徒会顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとし、その他必要に応じたものとする。生徒指導部会の構成員は校長、教頭、生徒指導担当者、各学年生徒指導担当者とする。

また、協議事項は、生徒指導目標に基づく生徒指導計画の企画立案、その進捗状況、生徒の実態把握に基づく情報交換及びそれに基づく対処方針および具体的な取組計画等である。

生徒指導委員会および生徒指導部会の協議結果等は、必要に応じて職員会議や学年会議等において周知し、全教職員で共通理解を図るほか、組織的な取組を推進する。

(3) 学校、家庭、地域の連携

本校は、以前より教育活動について可能な限り情報公開を図り、家庭や地域との連携推進に努めてきた。今後も、PTAや地域のまちづくり協議会等と連携した取組を積極的に展開していく。

(4) 生徒会等による主体的な活動

生徒指導の目的である、自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成は、本校の生徒会活動の目標と密接に重なっている。

そのため、本校では、生徒会等による主体的な活動を充実させるとともに、所属する集団を自分たちの力で円滑に運営することを学習させる。また、集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かしながら、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学習させる。さらに、集団としての連帯意識を高め、集団の一員としての望ましい態度や行動の在り方について学習させる。

毎年年度当初につくる縦割りの兄弟学級を中心とした異年齢交流は、この活動の一つである。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止につながる多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。なお、生徒自身のいじめに対する意識を高めるために、生徒会が中心となって、いじめ防止のポスターを作製するなど啓発活動を行う。

また今日 SNS などを利用した生徒同士のネットトラブルが増えている。生徒へネットトラブルの危険性を伝える講演会、また教職員の研修を通して、未然防止に努める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめが疑われる情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

また解決した後も、一定期間（原則3ヶ月）は生徒の様子を経過観察し、職員間で情報共有を密にする。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会の附属機関の協力を得て事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

地域に信頼され地域を支え地域に支えられる学校をめざしている本校は、以前から家庭や地域への情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、家庭訪問・懇談会など、あらゆる機会を利用して家庭や地域に情報発信を図るように努める。

また、いじめ防止等の取組をより有効に推進するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかどうか、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。基本方針の見直しに

際し、学校全体でいじめ防止等に取り組むためには、いじめ防止等について生徒の意見を取り入れながら、生徒が主体的かつ積極的な参加ができるように検討する。また、家庭や地域からの意見を積極的に聴取し、地域を巻き込んだ基本方針として反映できるように図る。